

7 安全確認・リスクアセスメント

二次	① 子どもの状態をアセスメントするためには子どもとの接触は必須であり、最低限直接会って確認することが必要。	○ 平成19年1月の「児童相談所運営指針」「市児童家庭相談援助指針」「子ども虐待対応の手引き」の改正により、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、通告受理後これを48時間以内に行うことが望ましいとされている。	○ 全国における安全確認の時間ルールの設定状況について調査すべきである。 (平成19年4月1日時点の設定状況は公表されている。)
三次	② 児童相談所等の虐待対応において、直接目視による安全確認を行うこととするとともに、安全確認を行う時間ルールを設定し、虐待通告を受けてから48時間以内が望ましい旨を徹底すべき。	○ 平成19年の改正児童虐待防止法により、児童相談所等は、通告を受理した場合等においては、児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認のための措置を講じなければならないこととされている。	
三次	③ 虐待対応に当たっては、家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とするとともに、自治体ごとに、アセスメントの標準的な様式や手順を定めることとする。	○ 平成20年3月の「児童相談所運営指針」の改正により、指針で示している調査事項は、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要とされている。	
一次	④ 援助方針について、特に家族関係に変化が生じた場合などの対応の必要性を認識すべきであり、家族全体を視野に入れたアセスメント及び援助計画の設定が必要。	○ 「児童相談所運営指針」及び「子ども虐待対応の手引き」においては、繰り返し家族全体のアセスメントの必要性が述べられ、その実施が求められている。	
四次	⑤ 児童相談所は、相談事例の対応を検討するに当たって、家族全体のアセスメントを実施することを徹底すべきである。		
一次	⑥ 親子関係の観察では、子どもが泣きやまない状況などに親がどのように対処するのかの把握や危機的状況での適切な支援も必要。		
三次	⑦ 児童相談所等がリスクアセスメントを行うに当たっては、他機関が独自に実施した調査結果を鵜呑みにするのではなく、自ら調査を行い判断するように周知徹底する。	○ 平成20年3月の「児童相談所運営指針」の改正により、過去、警察の捜査状況をもって虐待はないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、警察と連携を図りつつも、児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき判定を行う必要があることに留意することとされている。	

四次	<p>⑧ 児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底すべきである。</p>	<p>○ 「子ども虐待対応の手引き」においては、保護者に関する情報については、できる限り両親の状況を把握するものとし、虐待が疑われている保護者や同居人の年齢や職業、性格、行動パターン、成育歴、転居歴など（保護者や同居人自身の価値観、家族背景等を含む）を調査するものとされている。 また、同手引きの「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」においては、速やかな子どもの安全確認の後、子ども本人及び保護者（現在養育しているもの全員）への面接を行うこととされている。</p>	<p>○ 「児童相談所運営指針」等を改正し、虐待者本人との面接を行う必要性について言及する方向で検討すべきである。</p>
一次	<p>⑨ 家族など当事者からの情報の信憑性などについては十分に吟味することが必要。</p>	<p>○ 「子ども虐待対応の手引き」においては、保護者や子どもが虐待を否定する場合等に事実確認を行う際の留意事項等が示されている。</p>	-
一次	<p>⑩ 乳幼児の頭部・顔面の怪我、胎児への拒否感やケアを全く受けない自宅分娩などハイリスク要因に敏感になることが大切であり、入念にアセスメントを行うことが必要。</p>	<p>○ 「子ども虐待対応の手引き」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頭部外傷について、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、一時保護まで考える必要がある重大事態であることを示唆している ・ 保護者側のリスク要因として、妊娠そのものを受容することが困難な場合、妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児の受容に影響が出た場合等がある ・ 養育環境のリスク要因として、妊娠中であれば定期的な妊婦健康診査を受診しない等胎児及び自分自身の健康の保持・増進に努力しないこと等がある <p>等とされている。</p>	-
一次	<p>⑪ 援助の過程で「成長期の子どもの体重が増えない」「子どもが帰宅をいやがるそぶりをする」などが見られる場合、的確な対応が必要。</p>	<p>○ 「子ども虐待対応手引き」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎疾患のない低身長・低体重・低栄養などの医学的所見はネグレクトを疑わせる。表情の欠如などの他の症状がある時には特に強く疑わなければならない ・ リスクアセスメントの指標として作成されている「支援の必要性を判断するための一定の指標（例示）・情報集約のための様式」において、子どもの状況として、家に帰りたがらないかどうかを確認すべきとされている。 	-
一次	<p>⑫ 援助の拒否自体がハイリスク要因であるとの認識を高め、その場合の対応方針を決めておくことが必要。また、拒否された場合、よ</p>	-	<p>○ 「子ども虐待対応の手引き」の改正により、保護者から援助を拒否された場合の対応等について言及する方向で検討すべきである。</p>

	り積極的な介入の必要を認識すべき。		
三次	⑬ 特に、過去に心中未遂のあった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底する観点から、「子ども虐待対応の手引き」の見直しを行う。	—	○ 「子ども虐待対応の手引き」を改正し、リスクアセスメントシートに項目を追加するとともに、心中未遂事例についてハイリスク・ケースとして言及する方向で検討すべきである。
四次	⑭ 児童相談所が相談対応している事例について、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識しアセスメントを行った上で対応することを徹底すべきである。 ・ 保護者自ら「子どもを預かって欲しい」などの訴えがある場合 ・ 「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合 ・ それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合	○ 「子ども虐待対応の手引き」の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」により「保護者が子どもの保護を求めている」、「首絞め」を確認することとされている。	○ 「子ども虐待対応の手引き」の改正により、その「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」において「保護者の態度が一転した場合」を追記すること等を行う方向で検討すべきである。
8 援助方針の見直しなど個別ケースの管理			
一次	① 例えば、ア) 保護者との関係が硬直状態に陥り状況が変化しないとき、イ) 援助方針の前提条件が変化したとき、早急に援助方針や援助計画を立て直すことが必要。	○ 「子ども虐待対応の手引き」においては、 ・ 事例は常に変化するものであり、その課題等も変化することから、援助指針は定期的に見直すことが必要であり、判定と同様、次期の検証時期を明確にしておくことが必要である ・ 一般的に家庭復帰直後の数カ月は特にハイリスクの期間とされており、死亡事例も報告されていることから、頻繁に家庭訪問等で観察を続けるべきとされている。	○ 今国会に提出している「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、児童福祉法の改正により、家庭支援機能を強化する観点から、 ・ 児童相談所における保護者等への指導の委託先として、児童家庭支援センター等以外の一定の要件を満たす者を追加する ・ 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を廃止することとされている。
一次	② 担当者は、援助に対する保護者の拒否など支援の接点がなくなった時点において、ア) 子ども、家族、地域についての状況の変化、イ) 地域のサポート体制、ウ) 他機関からの情報についての的確に評価することが必要。	○ 平成19年の改正児童虐待防止法により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事の保護者指導に係る勧告に従わない場合、当該児童について一時保護、強制入所等や親権喪失宣告の請求など必要な措置を行うこととされている。	
一次	③ 援助計画が有効でなく、長期的に援助が中断 ・ 措置解除の条件が遵守されない又は変化したにもかかわらず、適切な対応が図られていない ・ 関係機関の援助が保護者から拒否されたときの対応が考えられていない 事例は極めてハイリスクとの認識を持つべき。	○ 平成20年3月に「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号）により、	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助の初期段階は長くとも3か月以内、初期段階の経過後は、乳幼児の場合3か月ごと、少年(学童以降)の場合6か月ごとを目安に目標を設定し、再評価、指針の見直しもこの期間に併せて実施する ・ 家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、状況変化を即座に把握し対応するために継続した援助が必要であり、一定期間(少なくとも6か月間程度)は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採る ・ 児童相談所は、市町村(要保護児童対策地域協議会)と役割分担し、統一的な対応方法を共有し、市町村の援助機関では、状態の変化が起きれば躊躇なく実行すること等とされている。 	
一次	④ 児童相談所の担当者間で適切に引継ぎが行われること等が重要。また、関係機関の担当者等も変わることがあり、児童相談所はネットワーク等を介してコミュニケーションを密にしておく必要。	○ 「児童相談所運営指針」においては、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行い、在宅の虐待事例については、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要であるとされている。	
一次	⑤ 市町村との連携も含め、組織としての進捗管理を行い、定期的かつ必要に応じて点検していくことが必要。	○ 同指針においては、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供することを求めている。	
9 転居ケースへの対応			
三次	① 児童相談所が関与しているケースにおいて、保護者及びその子どもが転居する場合、転居先の地域を所管する児童相談所にケース移管することとし、その際のルールを明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年の改正児童虐待防止法により、地方公共団体の機関は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報提供を求められたときは、当該児童相談所長等の情報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができることとされている。 ○ 平成20年3月の「児童相談所運営指針」の改正により、転居事例について、自治体間の連携を図ること等を求めるとともに、具体的な方法等について、全国児童相談所長会において取りまとめられた「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」(平成19年7月12日付け19全児相第7号)を参考とすることとされている。 	

四次	② 市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者を把握し、乳幼児とその家庭に必要な母子保健サービスが確実に提供されるよう徹底するべきである。	○ 「子ども・子育て応援プラン」においては、乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握を全市町村で実施することが目標とされている。	○ 実態を十分踏まえつつ、今後対応を検討すべきである。
----	--	---	-----------------------------

10 残されたきょうだいへの対応

二次	① 残されたきょうだいが再び虐待を受ける可能性や、きょうだい自身が将来の虐待予備軍となる可能性に対する支援対策を強化することが必要。	○ 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の改正による、児童記録票は、世帯ごとではなく、相談を受理した子どもごとに作成することとされている。	
四次	② 児童相談所は、虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底するべきである。	○ 平成19年1月の「子ども虐待対応の手引き」の改正により、「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生している場合、 ・虐待の対象となっていない他の子どもに関してもアセスメントを行い、担当機関(者)を定め、長期間にわたり動静を把握するなどの適切な対応を決める ・虐待の兆候が認められた場合、虐待の危険度が高いことを踏まえ、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討すること等とされている。	
三次	③ きょうだいが虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後、まずは安全の確保を第一とする対応を行うこととし、一定期間定期的に安全確認を実施すべき。	○ 平成18年の死亡事例の検証において、残されたきょうだいに対する調査項目を改編し詳細な調査を実施し、第4次報告として検証結果を取りまとめている。	○ 「児童相談所運営指針」「子ども虐待対応の手引き」を改正し、きょうだいが虐待により死亡した子どもの安全確認の必要性について言及する方向で検討すべきである。
四次	④ 虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべきである。		

11 親子分離後の対応、家庭復帰

一次	① 施設入所時における関係機関の対応及び施設退所時における児童相談所、関係機関や施設の役割を明確にしておくことが必要。	○ 「児童相談所運営指針」においては、措置入所の場合、児童福祉施設と十分に協議し、援助指針を策定すること等とされている。	
三次	② 一時帰宅を含め施設入所等(虐待以外の養護相談ケースを含む。)の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローア	○ 平成19年の改正児童虐待防止法により、 ・児童虐待を行った保護者が都道府県知事の保護者指導に係る勧告に従わない場合、	

三次	<p>ップのあり方を含めて当該基準を明確化するとともに、措置解除の際のチェックリストを作成すべき。</p> <p>③ その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討する。</p>	<p>当該児童について一時保護、強制入所等や親権喪失宣告の請求など必要な措置を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、保護者指導の効果や児童虐待の予防のために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないこととされている。 	
四次	<p>④ 例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと 親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の対象ケースとすること 措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 3 月に、保護者指導の標準化及び措置解除のチェックリスト等を内容とする「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314001 号）により。 <ul style="list-style-type: none"> 援助の初期段階は長くとも 3 か月以内、初期段階の経過後は、乳幼児の場合 3 か月ごと、少年（学童以降）の場合 6 か月ごとを目安に目標を設定し、再評価、指針の見直しもこの期間に併せて実施する 家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、状況変化を即座に把握し対応するために継続した援助が必要であり、一定期間（少なくとも 6 か月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採る 児童相談所は、市町村（要保護児童対策地域協議会）と役割分担し、統一的な対応方法を共有し、市町村の援助機関では、状態の変化が起きれば躊躇なく実行すること等とされている。 	
三次	<p>⑤ 要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースのみを対象とするのではなく、施設入所中のケースもフォローの対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 3 月の「市町村児童家庭相談援助指針」の改正により、要保護児童対策地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議することとされている。 	
1 2 心中事例への対応			
三次	<p>① 子どもを巻き込んだ形で行われる心中を児童虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに、事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応の在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 18 年の死亡事例の検証においても、心中事例の情報収集、検証を実施し、平成 20 年 3 月に第 4 次報告書を取りまとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心中事例について引き続き調査を実施すべきである。

1.3 地方公共団体における検証

二次	① 今後、地方公共団体による検証のガイドライン等を作成することが必要。	○ 平成 19 年の改正児童虐待防止法により、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析（検証）を行わなければならないこととされている。	○ 今後、通知に従って検証した事例の蓄積を待ち、検証の進め方についてさらに検討すべきである。
四次	② 本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべきである。	○ 第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を踏まえ、平成 20 年 3 月に「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314002 号）により、検証の基本的考え方や進め方等が示されている。	

1.4 子育て支援事業・社会的養護体制の整備

一次	① 個々の子どもやその家族の状況に応じた適切な対応策を講じるため、都道府県・指定都市においては、地域の状況を十分に把握し、在宅支援サービスを含めた必要十分な社会的養護の体制を確保する必要があり、国としてもこれを支援していくことが必要。	○ 平成 16 年 2 月に策定された「子ども・子育て応援プラン」により体制整備が図られることとなっている。	○ 今国会に提出している「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、 ・ 児童福祉法の改正により、「乳児家庭全戸訪問事業」（生後 4 か月までの全戸訪問事業）、「養育支援訪問事業」（育児支援家庭訪問事業）「地域子育て支援拠点事業」等を子育て支援事業として位置づけるとともに、その普及促進を図る ・ 次世代育成支援対策推進法の改正により、都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について必要な措置を講じる こととされている。
二次	② 育児不安等に対して実施されている様々な子育て支援事業のさらなる充実を図ることが必要。		
二次	③ 育児不安や負担の軽減を図るため、つどいの広場、トワイライトステイなどのサービスを重症度に応じて活用できるよう、層の厚いサービスの基盤整備を図る必要。		

1.5 その他

四次	① 平成 17 年 4 月の第 1 次報告及び平成 18 年 3 月の第 2 次報告が活かされず、今回においても同様の課題が指摘されており、類似した死亡事例が発生している。すべての地方公共団体が本検証結果を重大に受け止め、二度と同様の死亡事例が発生しないよう虐待防止対策の強化を徹底するべきである。	○ 平成 20 年に入っても、児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待により児童の命が失われる事例が相次いで発生していることから、平成 20 年 3 月に、基本に立ち返った対応の徹底や児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応、できる限り速やかな死亡事例等の検証を行うよう、「児童虐待を受けた児童の安全確認及び安全確保の徹底について」（平成 20 年 3 月 17 日雇児総発第 0317001 号）が発出されている。	
----	---	--	--

四
次

② 国においても、本検証委員会の報告を虐待
対応の関係者に対する研修等の教材とするな
ど広く地方公共団体に周知するとともに、具
体的改善策の実施状況の把握に努め、虐待防
止対策のさらなる改善を図るべきである。

○ 検証委員会の報告を関係者に対する研修等
の教材とする等広く地方公共団体に周知する
とともに、具体的改善策の実施状況の把握手
順等を今後検討すべきである。